

平成29年度

東近江市農業委員会
第2回月例総会
議事録

1. 開催日時 平成29年9月11日（月）午前9時30分から午前11時30分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室
3. 出席委員 20人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	欠	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	欠
11	出	22	出
議長（会長）	16番委員		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 議案第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 議案第7号 農地の貸借権の合意解約の報告について
- 議案第8号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第9号 農用地利用配分計画（案）について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	次長
主幹	主事

農業水産課

主幹

6. 会議の内容

- 議長 ただ今から、平成29年度第2回（9月期）月例総会を開会致します。
委員総数22名のうち、現在の出席者数は20名、欠席者は2名であり、この部会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号3番 ●●●●●委員、6番 ●●●●●委員を指名致します。
- 議長 日程第2は、議事の上程であります。
最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
- 番号1と番号2については関連がありますので一括してご説明いたします。
番号1及び番号2は自作地相互交換により所有権を移転されるものです。
番号1について、今堀町に居住される譲受人と芝原町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地3筆、今堀町字長田●●番、704㎡、地目「田」外2筆、合計3,440㎡について交換による所有権移転の申請がされました。
譲受人の取得後における耕作面積は91.35aで下限面積を上回っております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。
農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。
番号2について、芝原町に居住される譲受人と今堀町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地3筆、今堀町字佃●●番、879㎡、地目「田」外2筆、合計3,275㎡について交換による所有権移転の申請がされました。
譲受人の取得後における耕作面積は236.96aで下限面積を上回っております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。
農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号 3 と番号 4 については関連がありますので一括してご説明いたします。

番号 3 及び番号 4 とも、佐野町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人の所有の農地について各々売買による所有権移転の申請がされました。

番号 3 については、佐野町字山面●●●番、244 m²、地目「田」外 1 筆、合計 412 m²について売買による所有権移転の申請です。

番号 4 については、佐野町字山面●●●番、218 m²、地目「田」外 7 筆、合計 1,253 m²について売買による所有権移転の申請です。

譲受人の取得後における耕作面積は 76.27 a で下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥調整については、他の農家より借用されています。経営農地は世帯 2 人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。農地法第 3 条第 2 項各号の「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号 5 についてご説明いたします。

下里町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地 1 筆、下里町字寺前●●●●番、1,010 m²、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は 68.24 a で下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、田植機、乾燥機、トラックは所有しておられ、コンバインについては現在リースを利用されていますが、今後導入予定をされています。また、粃摺機については、JAカントリーを利用されています。経営農地は世帯 3 人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第 3 条第 2 項各号の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号 6 と番号 7 については関連がありますので一括してご説明いたします。

番号 6 及び番号 7 とも、布施町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人の所有の農地について各々贈与による所有権移転の申請がされました。

番号 6 については、布施町字岡ノ山●●●番●●、337 m²、地目「畑」外 1 筆、合計 836 m²について贈与による所有権移転の申請です。

番号7については、蛇溝町字長谷野●●●●番、991㎡、地目「畑」について贈与による所有権移転の申請です。

譲受人の取得後における耕作面積は150.48aで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックは所有しております。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●委員です。

次に、番号8についてご説明いたします。

南花沢町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、南花沢町字宮之前●●●番、2,492㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は84.33aで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、トラックは所有されており、コンバイン、田植機、乾燥調整は地元営農法人に作業委託されます。

経営農地は世帯4人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●●委員です。

次に、番号9についてご説明いたします。

上山町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地3筆、上山町字日詰●●●●番、1,314㎡、地目「田」外2筆、合計3,132㎡について贈与による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は261.77aで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックは所有しております。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号10についてご説明いたします。

祇園町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、祇園町字高塚●●●番、2,217㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は81.43aで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯3人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●●委員です。

以上、よろしく申し上げます。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
- ①番と②番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
 - ③番と④番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
 - ⑤番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
 - ⑥番と⑦番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
 - ⑧番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
 - ⑨番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
 - ⑩番の案件について、何かご意見はございますか。
(異議なし)

議長 採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案の説明に入ります前に、議案書の誤りおよび取り下げがありましたので、訂正させていただきます。

議案第3号 番号1につきましては申請人から取り下げ願いが出されたので、取り下げとさせていただきます。

また、別紙、議案書の参考資料として、各案件の図面を添付しておりますが、5条の3にあります転用目的が「戸建専用住宅及び進入路」とありますが、正しくは「貸倉庫建設に伴う進入路」でありますので訂正をお願いします。

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

本件の申請人は、青野町に居住するもので、駐車場に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市青野町字青野●●●●番●、登記地目「畑」、現況地目「畑」、面積94㎡の土地です。

申請理由は、自宅の玄関付近に駐車していたが玄関付近の景観整備に伴い、門柱、門扉、石畳を設置、また自宅後ろに貸倉庫建築のための進入路整備の計画があり、自家用車の駐車スペースがなくなるので、その代替地としています。土地の選定理由は、自宅の裏に位置し、利便性のよい土地を選んだとしています。

土地の利用計画は、自家用車3台を駐車するためのスペースであります。

土地の造成等につきましては、耕土を20cmすき取り、20cmの砕石で仕上げをされます。雨水については、自然浸透されます。

申請地は東近江市永源寺支所から東へ約2km。周囲を宅地、畑、道路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、中山間地域等の農業公共投資の対象となっていない10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので例外的に許可し得るものです。

資金については、●●●●●からの借入金とし、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号2についてご説明いたします。

本件の申請人は、東近江市布施町に居住する者で自らの農地を道路及び貸資材置場として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市布施町字岡ノ山●●●番●●、登記地目「畑」、現況地目「雑

種地」、面積 760 m²の土地です。

申請理由及び土地の選定理由については、自己所有地へ進入する為の里道が山林化しており道路としての機能がなく、また、申請地は既に造成がされた顛末案件であり、申請人は昭和の頃に、当該申請地の登記地目が畑であることを知らず、転用されたとして顛末書が添付されています。申請人は隣接する山林も所有されており、一体的に当該申請地を申請人自身が代表取締役を勤める会社である自動車の車検、修理、新・中古車販売等を事業としている法人に貸資材置場として利用されていましたが、今後も継続して利用するため必要であるとしています。

土地の利用計画については顛末案件の為、現状のまま利用され、申請地の南側部分については自己所有地へ通じる為の道路として利用され、幅員は5mを確保され、残りの部分については貸資材置場として、自動車修理の部品取りに使われる廃車となった普通自動車12台と大型自動車2台を置くスペースとして利用されます。

また、雨水排水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市立布引小学校から南西へ約800mに位置し、道路、畑、雑種地に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、顛末案件で現状是正のみのため発生せず、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、なお、貸す目的とした転用であり、申請人から法人に使用貸借されるための書類を添付いただいております、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

5番 先日現地調査をおこないましたので、報告させていただきます。
1番目ですが、この家の前に国道が通っており、北側の市有道路の奥に大きな物流倉庫ができる予定で、家の横の土地が物流倉庫への進入路になる予定ということです。今まで、家の前に駐車されていたのが、環境整備と進入路整備により、新しい駐車場が必要ということで、家の裏側に3代駐車できる駐車場を移して置きたいという計画です。担当農業委員さんも私達もやむを得ないという意見です。
2番目ですが、この周辺一体が元々用水もない畑と原野で、昭和の時代にすでに造成されておりますが、農地に戻して使うことは無理な状況であり、道路と部品取り用廃車などの置場ということで顛末書が出されており、やむを得ないと判断しました。

以上です。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
①番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)

②番について、何かご意見はございますか。

1 2 番 用途が道路及び貸資材置場ということですが、この道路は既存の他の道路につながらないと意味がないと思うのですが、どこにつながるのですか。

5 番 昔からの道路がこの横のあたりにあったようです。そこにこの道路を付けて車を入れるということを聞いています。

2 番 現地の担当委員ですが、以前ここに幅1.2mぐらいの里道があったのですが、その里道は今は潰れてしまっています。参考資料の桑畑の記号がある場所一体が現在はソーラーパネルが置かれており、その土地も同じ所有者ですが、その横から奥の廃車置場へ続く土地を道路として利用している状況です。この辺の土地一帯を開墾・造成し、更地にして使っているようです。元々、戦後の開墾地ですから水利も何も無い土地です。

議 長 他に何かありませんか。
(異議なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
番号2についてご説明いたします。
本件の申請人である借受人は、伊庭町に居住する者で、貸渡人についても伊庭町に居住する者で、使用貸借により農業用施設の駐車場、受付施設として利用される為に転用の申請があったものです。
なお、貸受人は貸渡人の子であります。
申請地は、東近江市伊庭町字目崎●●●●番●、登記地目「田」、現況地目「雑種地」、面積2,294㎡の内300㎡の土地です。
転用目的は農業用施設の駐車場、受付施設であります。
申請理由につきましては、借受人は現在、水稻・麦・大豆の作付けを中心に

68,392 m²の農地を経営されていますが、昨年の末頃から一部の農地において観光いちご農園を始められていました。しかし申請人は当時、農地転用の認識がなかったとのことで、当該申請地は既に造成がされ、観光いちご園の来客用の駐車場や受付用の設備が設置されている顛末案件であり、農地転用の手続きができていなかったことから、今回、顛末書付きの申請となりました。

土地の選定理由につきましては、県道に隣接した位置で来客者の車両の出入りが容易であり、集客、案内にも利便性があるとしています。

土地の利用計画については、顛末案件の為、現状のまま利用され、来客用駐車場が最大で6台分の駐車スペースとし、受付用コンテナハウス、トイレの浄化槽を設置され、他は農業用資材置場のスペースとして利用されます。

また、雨水排水については自然浸透にて処理され、汚水排水については浄化槽にて処理されます。

申請地は、東近江市立能登川西小学校から北西へ約900mに位置し、周囲を田、道路、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振青地の農地です。農振農用地区域内農地での転用については、原則許可できませんが、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画で指定された用途であり、例外的に許可し得るものと考えます。

資金については、顛末案件で現状是正のみのため発生せず、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、能登川土地改良区意見書、農業振興地域整備計画の一部変更の写し等その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号3についてご説明いたします。

本件の譲受人は蒲生郡日野町に所在する不動産売買、賃貸、管理、仲介等の取引に関する業務を営む法人で、譲渡人は青野町に居住する者で売買により譲り受けられるものです。

申請地は、東近江市青野町字青野●●●●番●、登記地目「畑」、現況地目「畑」、面積 209 m²の土地です。

申請理由は、当該申請地の隣接する市有道路の北側に農地6筆がありますが、農業振興地域整備計画の一部変更により、除外がされた後に貸倉庫として転用される計画があり、前面道路である市有道路は普通車の通行は可能ですが、大型トレーラーの乗入れをするには狭いため又、貸倉庫建築時の資材運搬をする進入路がないため、国道421号からの進入路が必要になったとしています。

土地の選定理由は、国道421号と貸倉庫用地との中間に位置し、大型トレーラーの乗入れが可能である土地を選んだとしています。

土地の利用計画は、大型トレーラーの乗入れをするための進入路であります。

土地の造成等につきましては、耕土を20cmすき取り、20cmの碎石で仕上げをされます。雨水については、吸込槽にて排水されます。

申請地は東近江市永源寺支所から東へ約2km。周囲を宅地、畑、道路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、事業の目的を達成するために申

請地に代えて周辺の土地を供することができないことから例外的に許可し得るものです。

資金については全額自己資金で賄われ、一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区意見書、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号4についてご説明いたします。

本件の借受人は、下一色町に所在する県内で砂、砂利、玉砕採取及び販売業を営んでいる、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で、貸渡人は中小路町に居住する者で使用貸借によるものです。

申請地は、中小路町字ヤケヤ●●●番●、登記地目、現況地目とも「畑」外2筆、合計面積 2,231 m²の内 1,935.09 m²の土地です。

転用目的は砂利採取の為の一時転用です。

申請理由は建設等骨材資源である砂利が必要なことから陸砂利を採取する為申請されたものです。転用期間は許可後、一年間となっています。

土地の選定理由につきましては、申請地区が砂利層ではありますが、水田に適していないので、砂利採取により地下層の改善を図るためとしています。

土地の利用計画については、砂利採取計画の山林部分の2筆を含めた全体面積は 2,347 m²であり、転用に係る農地の3筆についてはトラロープで仮囲いをされ、申請地北東側の県道湖東八日市線から一部を進入路として利用し、出入口部分には三角バリケードを設置されます。採取場までの進入路である山林には敷鉄板を敷設され、県道湖東八日市線への乗り入れについては土の持ち出し防止のため、タイヤ洗浄を行う高圧洗浄機を設置されます。掘削される3筆の農地は境界線から保全区域2mを確保し、1対1勾配をとり、深さ5mまでバックホーで採掘、採取した後、10tダンプに積込・運搬し、搬出することとなっております。採取後は、契約業者より調達した良質土をもって、埋め戻すこととしています。

なお、申請地の内2筆に愛知川沿岸土地改良区のかんがい用水路管が埋設されており、地役権者である愛知川沿岸土地改良区と協議をされ、水管の保護の為、水管両側2mを保全区域とし、重機の乗入れ部分については鉄板を敷かれる計画であり協議が整っています。

また、神田町自治会が従来から使用されている砂利採取現場近くにある水門の維持管理において、水門の調整やごみ等の撤去作業のために使用されている畦道が当該計画の区域内であることから、工事期間中は現場内の仮通路の安全確保を行うとすることや工事完了後の畦道についても復元するとして神田町自治会と協議が済んでいます。

さらに当該申請地に隣接する関西電力株式会社の所有地に送電線に係る鉄塔用地があるため、こちらについても協議がされており、掘削は鉄塔基礎コンクリートより31.25m保全区域を設定されています。

また、近くには小学校、中学校の通学路はありませんが安全確保に努めるとしています。

申請地は、東近江市立御園小学校から北北西へ約900mの位置にあり都市計画画法市街化調整区域の農振農用地区域内農地であります。

本来、農振農用地区域内農地の転用は原則許可できませんが、本件については、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、又、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から1年の計画です。

資金については自己資金で賄われ、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類については、東近江市長の農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書の他、愛知川沿岸土地改良区意見書、自治会長の同意書、農業組合長の同意書等、また土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。

本件は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可と同時に許可することになります。

以上のとおり、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案についても、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

4番 それでは調査結果を報告させていただきます。
1つ目の伊庭町の案件で、農業用施設の駐車場、受付施設についてですが、左側の写真の建物は転用済みの農舎であり、その横の赤い枠の部分が駐車場で、また右の写真のハウスの前の通路と横の部分が受付施設ということです。既に昨年から使用しておられ、今回顛末書付きの申請であります。イチゴ農園は息子さんが経営しており、父親の農地を息子が借りて行うという形です。
参考資料の地図では、琵琶湖岸の道路から駐車場に入り、農舎の裏の細い部分が資材置場、その横が受付施設、そこに浄化槽等を設置されているものです。
2つ目の案件ですが、先ほど4条の申請の方で説明がありました青野町の駐車場の横のところで、5条申請の部分です。写真の奥の土地は宅地で、その向こう側に国道が通っています。参考資料の地図の方では、該当土地の北側に倉庫を建てられる予定で、そこへの搬入・搬出のための進入路を今回申請されたものです。
3番目の砂利採取の一時転用ですが、現地は写真のような原野で、ここを採掘するということで、転用期間は1年間ということですが、川の近くで田の底が砂利層で水持ちが悪いため、砂利採取をして後埋め戻すという計画であるということです。
3件とも、やむを得ない、可能であろうとの判断をいたしました。以上です。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
②番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)

議長 ③番について、何かご意見はございますか。

10番 現地を確認しましたが、倉庫がどこに建設されるのか分らなかったため、隣家

の人に聞いて教えてもらった。事務局はそういった情報も事前に丁寧に説明してもらいたかった。また、進入路と倉庫建設を一括案件で出せなかったのでしょうか。

事務局 倉庫の場所等の説明ができていなかったことについてはお詫びいたします。この進入路用地の北側に、市有道路を挟んで農地が6筆あり、そこに貸倉庫が建設される計画です。そこは現在農振青地であり、白地になる見込みではありますが、現段階ではまだ除外の手続き中ですので、順序としては、農振除外により白地に変わってからでないと転用ができませんので、準備段階としてこの進入路を先に転用申請されたものです。

20番 それは本末転倒だと思う。この進入路を認めると倉庫の方も自ずと認めますよということになってしまうので、順番が逆だと思う。

事務局 貸倉庫予定地のほうは現段階では未知数ですが、除外の手続きを進めている農業水産課の方でも、除外は概ね見込めるとの判断をしています。全く除外ができないということであれば転用申請も受け付けられませんが、除外の見込みが十分あるということで、事務局としても進入路の転用申請を先に受け付けたものです。

議長 今の質問は、奥の倉庫用地がまだ青地で未定のため、先に進入路だけを認めてしまうというのではなく、一体的にやってはどうかということです。

事務局 貸倉庫予定地については、農振除外の協議を以前の農地部会の中で審議いただいております。また、農振除外の手続きの中で県との協議を行っており、県もやむ無しとの意見であり、これを11条公告として行っている段階です。これが終わると、あと12条公告で除外完了となります。この11条公告をもって、事務局も除外の見込み有りとの判断をさせていただいたものです。あと、開発協議については、永源寺地区は都市計画区域外ですので1万㎡を超えないと許可対象とならないため、この用地約6千㎡は開発対象ではなく、市の指導要綱の対象として指導が行われています。そこでも、この進入路と倉庫用地は一体の事業ではないという判断で処理されていきましたので、農業委員会もそれに準じて、通路、倉庫用地を別々に転用申請の受付をさせていただいたものですので、ご理解をお願いします。

20番 それでやむ無しということであればしょうがないのかもしれませんが、本来はやはり倉庫用地が決まってからでないと、道路がOKであればそれありきになってしまうし、道路だけ急いだところで倉庫の方が認められなければ意味が無いとは思いますが。

9番 農振除外が見込めるとの見切り発車で進めることは、今後のためもありよくない。ここはやはり、きちんと一括で処理した方がよいと思います。また、この進入路の横に民家等がありますが、その住民の承諾は許認可的には必要ないのかもしれませんが、十分に配慮した上で決めるべきだと思いますので、もう一度審議にかけた方がよいのではないのでしょうか。

- 議 長 倉庫の転用案件と同時に一括で理解を求めながら進入路の転用も審議した方がよいとのご意見です。
- 事務局 それでは、この進入路については保留にさせていただき、次回に倉庫の案件が出てくるものと思いますので、10月に一括してご審議いただくということにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 他にご意見はありますか。
- 12番 この進入路は奥の倉庫に出入りするための道路ですから、大型のトラックなどが頻繁に行き来することになりますので、隣りの家の許可としては必要ないのかもしれませんが、後から問題が起きないようにしておかないといけないと思います。
- 議 長 先ほどから委員のお話があるように、事務局は受付の段階で事前に業者に聞き取りをして問題があるところは指摘して、現地調査の段階で十分な説明ができるよう配慮をお願いしたいと思っております。
- 事務局 今回保留ということになりましたので、今ご指摘いただいたところは申請者と詰めさせていただき、次回に報告させていただきたいと思っております。
- 議 長 この案件はそういう形で処理をしていただきたいと思います。
次に④番の案件について何かご意見はございますか。
- 20番 担当の委員として現地を確認させていただきましたが、愛知川沿岸の用水管が通っていたり、自治会が通る道のことでの協議もあるので、それらの協議が終わって確定してからにしてもらいたいと思っております。
- 事務局 自治会とは協議を終わられています。工事中は仮の道を通ってもらって、工事完了後は復元されたあぜ道を再び通ってもらってよいとの協議が整った旨報告を受けています。
愛知川沿岸の用水管については地役権が設定されており、協議の中で、管の中心から両側2mは触れないということと、重機が管路の上を通過する際には、6mの範囲で土嚢と鉄板で保護して重機の重量が管路にかからないよう配慮するという事で協議が整っております。
- 議 長 よろしいでしょうか。
他に何かご意見はありますか。
(異議なし)
- 議 長 ないようですので、採決に移ります。
③番については保留になりましたので、②番と④番につきまして、承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第4条第1項第7号及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、農地を転用したい旨次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。番号1について、ご説明します。
本件の届出者は、東近江市垣見町に居住する者で、届出の所在地は、東近江市垣見町字船橋●●●番外1筆で、いずれも登記地目「畑」、現況地目「畑」で、面積は合わせて137㎡です。
位置については、東近江市役所能登川支所から東南東へ約250m離れた「第1種住居地域」内に位置します。
転用目的は、共同住宅です。
届出地は、周囲を畑、道路に囲まれており、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。
担当農業委員は、●●●●委員です。

以上、1件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第8号「農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号に基づく届出を処理すること」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。
以上、報告とさせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりました。本案につきましては、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」を議題と致します。
事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第5条第1項第6号及び同法施行令第10条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。

番号1についてご説明いたします。
本件の譲受人は、東近江市宮荘町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、大阪府交野市に居住する者の2人で、売買により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市五個荘小幡町字山王●●●番他1筆で、いずれも登記地目は「畑」で、現況地目は●●●番は「雑種地」、●●●番●は、「畑」で、面積は合わせて75.61㎡です。
また、届出地の●●●番につきましては、農地法を十分に理解していなかったとして昭和50年頃から駐車場として利用し、平成10年頃からは駐車場としては利用せず現在に至っているということで顛末書付きで届出があったものです。
位置については、東近江市立五個荘中学校から北北東へ約250m離れた「第1

種住居地域」内に位置します。

転用目的は、資材置場です。

届出地は、周囲を畑、道路に囲まれており、付近への影響もなく適当と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号2についてご説明いたします。

本件の譲受人は、東近江市垣見町に居住する者で、譲渡人は、東近江市垣見町に居住する者3人で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市垣見町字船橋●●●番他4筆で、登記地目は、「畑及び田内山林」、現況地目はいずれも「畑」で、面積は合わせて589㎡です。位置については、東近江市立能登川支所から東南東へ約250m離れた「第1種住居地域」内に位置します。

転用目的は、共同住宅です。

届出地は、周囲を畑、道路に囲まれており、付近への影響もなく適当と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号3についてご説明いたします。

本件の借受人は、東近江市五個荘小幡町に居住する者で、貸渡人は、東近江市五個荘小幡町に居住する借受人の父で、使用貸借により借り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市五個荘小幡町字元町●●●番●で、登記地目「畑」、現況地目「畑」で、面積は383㎡です。

位置については、東近江市役所五個荘支所から北北東へ約200m離れた「第1種住居地域」内に位置します。

転用目的は、離れ住宅です。

届出地は、周囲を宅地、境内地に囲まれており、付近への影響もなく適当と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

以上、3件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議長 次に、議案第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を議題と致します。
事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等により農地の権利を取得した旨、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。
今回の番号1から番号17につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。
届出人全てについて、「あっせん希望の有無」については「無」となっております。

なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましては、報告事項に留めます。

議長 次に、議案第7号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を議題と致します。
事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条第1項の規定に基づき、賃貸借の合意解約をした旨、並びに使用貸借の合意解約をした旨、次のとおり通知があったので報告します。
今回の合意解約につきましては賃貸借権の合意解約並びに使用貸借の合意解約です。
まず、賃貸借権の合意解約につきましては、1番から9番です。
今回解約する権利の設定につきましては、届出1番は「農地法第3条」によるもので、その他はすべて「農業経営基盤強化促進法」によるものです。
また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、ありませんでした。
解約理由につきましては、届出4番につきましては、自作に伴う解約で、その他はすべて貸替に伴う解約となっています。
次に、使用貸借の合意解約につきましては、10番から14番までです。
今回解約する権利の設定につきましては、届出10番と届出12番につきましては「農地中間管理事業の推進に関する法律」によるもので、届出11番と13番につきましては「農業経営基盤強化促進法」によるもので、届出14番につきましては「農地法第3条」によるものです。
また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出10番と届出12番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約で、届出11番と届出13番は、「所有者と農地中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約ということで届出されたものです。
解約理由につきましては、届出10番から13番につきましては、売買に伴う解約で、届出14番につきましては貸替に伴う解約となっています。
以上、報告とします。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても報告事項に留めます。

議長 次に、議案第8号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 本案件につきましては、関連がありますので農業水産課 ●●主幹から説明させていただきます。

●●主幹 それでは、議案第8号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」ご説明い

たします。

説明の前に内容の訂正がありますので、訂正をお願いします。

4ページの所有権移転の案件ですが、移転する者の名前が故人のお名前になっておりましたので、相続後のお名前のものに差替訂正をよろしくをお願いします。

それでは、農業経営基盤強化法第18条第1項の規程により、市が農用地利用集積計画を定める議案について説明させていただきます。

農用地利用集積計画は9月29日の公告を予定しており、公告によって所有権が移転され、利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は4件、7筆、9,583㎡。利用権設定は269件、501筆、1,044,000㎡で、この内農協を挟んだ貸借は67件、167筆、368,036㎡となっています。中間管理事業を活用した滋賀県農林漁業担い手育成基金を間に挟んだ貸借は2件、3筆、4,823㎡です。設定を受ける認定農業者は18名で、988,793㎡が集積されており、認定農業者への集積率は94%となっています。

1ページから4ページが所有権移転になっています。5ページ以降が利用権設定の議案です。また、別冊で中間管理機構事業分として利用権設定の議案を上程しています。

それでは補足説明をさせていただきます。

1ページ目の番号1ですが、所有権を移転する農地は瓜生津町の2筆で、30万円を対価として平成29年10月5日に所有権移転をされる予定で、移転をする者は東京都世田谷区に居住する者、移転を受ける者は瓜生津町に居住する者となっています。移転を受ける者は認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人「しのめファーム瓜生津」の構成員であります。農地を取得したと同時に、5ページ番号1に記載されているように、同法人と利用権設定をしています。そのため、利用権設定は10月5日を始期としています。このことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に記載されている「農地所有適格法人の構成員が法人と利用権設定を行う目的のために農地を取得する場合は適当」とすることから本件を受理したものです。

次に2ページの番号2の所有権を移転する農地は、土器町の2筆です。反当り20万円を対価として平成29年10月5日に所有権が移転されます。移転をする者は池之尻町に居住する者で、移転を受ける者は上大森町に居住する認定農業者となっています。

次に3ページ、4ページの番号3と番号4については、両方とも移転を受ける農地が当初は中間管理事業により認定農家である法人に貸し付けられていましたが、今回の所有権移転を受けて先ほどの案件にもありましたが、これを解約されました。両案件とも、移転を受ける者は認定農業者ではありませんが、認定農家である農事組合法人「来夢きぬがさ」の構成員であり、所有権移転と同時に別冊の議案書1ページにありますとおり、中間管事業を行う滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定を行い、その後、別冊の農用地利用配分計画により「来夢きぬがさ」と利用権設定がされることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に記載されている「農地所有適格法人の構成員が法人と利用権設定を行う目的のために農地を取得する場合は適当」とすることから本件を受理したものです。

3ページの番号3については、きぬがさ町の農地2筆を反当り44万円を対価とし、平成29年10月5日に所有権が移転される予定で、移転をする者は名

古屋市北区に居住する者で、移転を受ける者は伊庭町に居住する者であります。4ページ番号4については、きぬがさ町の農地1筆を反当り40万円を対価とし、平成29年10月5日に所有権が移転される予定で、移転をする者は葛巻町に居住する者で、移転を受ける者は伊庭町に居住する者であります。

次に貸借ですが、5ページの番号1、それから別冊の1番と2番は農業経営基盤強化促進法の特例により、法人の構成員の農地取得による権利設定であります。6ページの番号2から40ページの番号193までは個人間の利用権設定です。特に20ページの番号32から32ページ番号179までは株式会社アグリやわたの郷が麦・大豆のための期間借地で利用権設定をされたため、今回についてはこのように多くの量になっているものです。

41ページの番号194からが農協を挟んだ円滑化事業の利用権設定です。以上が補足説明となります。

本案につきましては、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画案の決定をお願いするものです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。

22番 議案書の修正がありました。同じ土地で合意解約される所有者と所有権移転する者の名前が違うということはあり得ない。今後こういうことの無いように事務局も十分注意をしていただきたい。
それから、37ページの利用権設定の案件ですが、186番の設定する者(B)欄の名前が違っていています。故人の名前と代表相続人が同じ名前になっていますが、亡くなっているのは「●●●●さん」のはずですので確認をお願いいたします。これも事務局は十分注意をして資料を作成していただきたいと思います。

議 長 事務局はよろしくお願ひしたいと思ひます。
他に何かご意見はございますか。

9番 48ページの209番ですが、2段とも同じ番地の土地になっていますがこれはどういうことでしょうか。

事務局 これは円滑化事業ですので、所有者から湖東農協、湖東農協から耕作者という2段書きになっています。農協を間に挟んだ転貸事業でして、貸し借りの契約が2本あるという形になります。

9番 そうすると実際に耕作されるのは下段の●●さんということですか。

事務局 そのとおりです。

議 長 他に何かありませんか。
(異議なし)

議 長 ないようですが、今度からは間違いのない資料を作成していただくように事務局にはお願いいたします。

それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第9号東近江市農業委員会「農用地利用配分計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 本案件につきましても、関連がありますので農業水産課 ●●主幹から説明させていただきますます。

●●主幹 それでは議案第9号「農用地利用配分計画（案）について」説明させていただきますます。

農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画ですが、こちらについては8月末の調整会議とは別に、所有権移転に伴う利用権設定が生じたということで、その前に利用調整会議をさせていただいたものです。中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農用地利用配分計画案を作成し、農業委員会の意見を聞くこととなっております。今回の案件は、先ほどの法人の構成員の所有権移転に伴うもので、最終的に7月の利用調整会議を経て認定農家である法人に利用権設定をされるための配分計画であります。本日の計画案に対する農業委員会からのご意見をお伺いした後、この案を滋賀県に提出され知事の認可、公告を受けて、本年12月9日に権利設定が行われる予定となっております。配分計画についてご意見などがありましたら、公告に反映いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。
以上が説明となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございませんか。

22番 中間管理事業の配分計画の期間が、前契約の残期間とするとなっておりますが、これは合意解約された契約が1年を経過しているのようになっていたのだと思いますが、集積計画でも同じでよいのですか。集積計画が期間9年ということになると、集積協力金との関係がどうなるのか、機構に確認してもらわなくてはいけないと思いますが。所有者が変わっておられるので、新たな契約と見る方がよいのではないかとと思いますが、今後5年、6年も経って相続の関係でこのようなケースが出てくる可能性があるのでは、全て前の残期間で手続きをするという方法で統一されるのか、その辺も確認していただきたいと思います。

事務局 この案件については、中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金とお話をさせていただき、どのようにしていけばよいか協議させていただいております。集積協力金についてはこの案件には出ていませんので、中間管理事業の法律の中で、経営の継承ということで残期間で対応ができるということになりましたが、今後集積協力金の返還が伴うようなケースが生じないとも限りませんので、適宜確認をしていきたいと思っております。

議 長 よろしいですか。

22番 集積協力金については、砂利採取の一時転用をされることによって協力金の返還が生じた案件が出ているようですので、それも十分承知をいただきたいのと、どのケースが返還対象となるのか混乱しそうなので、事務局も十分気をつけて審議していただきたいと思います。

議 長 事務局よろしくお願ひします。
他に何かありませんか。
(異議なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願ひます。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。

議 長 次に、次第の3番、協議事項に移ります。
「役員会における専門会議及び小委員会の設置について」を協議案件とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、協議事項資料をご覧ください。
新たな農業委員会体制により、農業委員及び農地利用最適化推進委員による運営、農地利用最適化業務の取り組みや農地利用最適化推進ブロック会議体制など業務が増大している中、円滑かつ計画的な業務の遂行や諸課題に迅速かつ重点的に対応するため、「役員会における専門会議」及び「小委員会」を設置します。
まず、役員会における専門会議ですが、前期までは正副会長と正副農地部会長、正副農業振興部会長、正副女性部会長というそれぞれの専門部会を代表して役員になっていただいていたのですが、新体制では専門部会を設けておりませんので、役員会の中に専門的に検討をしていただく会議を設けたいということです。1つ目が農政・許認可等検討会議というものです。委員としては、役員の内農業委員から出ている3名で組織をさせていただきたいと思います。農政課題に即した農業委員会活動の検討や、農地転用等に係る重要案件の事前審査や違反転用案件の指導等を推進するため、設置するものです。主要課題として、農政課題等に即した農業委員会活動の検討、農地等の利用の最適化推進に関する意見提出活動の検討、農地等の利用の最適化の推進に関する意見等の提出活動における市行政等との懇談会の開催検討、農地転用等許認可に係る重要案件及び違反転用等への対応、これは地区担当と連携して対応していくこととなります。そして、役員会の中で検討していただいた結果、●●●●委員に委員長をお願いすることとし、●●●●委員と●●●●委員の3名で担当していただくことにしています。
それから、もう1つが農地利用最適化推進検討会議というものです。これについては、役員の内農地利用最適化推進委員から出ている3名で組織いたします。農地利用最適化業務に係る各種活動について、その企画・実施要

領等の検討及び進行管理を行い、農地利用最適化業務を推進していただくため設けさせていただきたいと思っております。主要課題として、農地利用最適化業務に係る各種活動の実施要領等の検討及び進行管理、ブロック会議等独自活動、農業組合長との情報交換等の企画立案も検討させていただきたいと思っております。この会議については、委員長に●●●●委員、会議委員に●●●●委員、●●●●委員の3名で担当させていただきたいということです。

次に、小委員会ということですが、これは事業計画の中で、適宜小委員会を設けていくということにしております。

1つ目として、食農啓発・女性農業者支援委員会というものです。委員は募集ということにしておりまして、農業委員、推進委員の中から募っていきたいと思っております。これは、今まで女性部会を中心に担っていただいていたのですが、新たな体制では女性委員も減り、部会も設けておりませんので、農業委員会全体で取り組んでいきたいと考えています。そういうことで、この小委員会を設けさせていただきたいと思っております。主要課題として、今まで活動をいただいていた市内幼稚園、保育園を対象とした食育啓発劇や、事業計画にも上げております「女性農業者のつどい&交流会」などの企画立案と開催を主催いただければと思っております。特に、啓発劇については29年度は前期女性部会で取り組みをいただきましたので、30年度に向けての体制の検討をお願いしたいと思っております。また、「女性農業者のつどい&交流会」については、2月頃に開催予定と計画にも上げていますので、これらの企画立案をお願いしたいと思っております。委員は7名程度と考えていますが、後日、農業委員と推進委員から募らせていただきたいと思います。

2つ目が、農業委員会だより編集委員会です。これについては、当初事業計画にも上げておりますが、輪番制により、毎年2月頃に発行しております農業委員会だよりの編集と発行をお願いするものです。委員については、農業委員から3名、最適化推進委員から3名、計6名で担当させていただきたいと思っております。

3つ目が、農林水産まつり検討委員会です。これも事業計画に上げており、輪番制によりお願いしたいと思っております。今年度は11月4日に農林水産まつりが開催されますので、それに向けて農業委員会として出店する内容等について企画立案をお願いするものです。こちらについても、農業委員3名、最適化推進委員3名、計6名で担当させていただきたいと思っております。

この農業委員会だより編集委員会と農林水産まつり検討委員会は輪番制ということで当初からご説明させていただいておりますので、資料の最後に付けておりますが、農業委員・最適化推進委員名簿により、勝手ながら事務局案として割り当てをさせていただきました。任期3年で一回りするようにしています。このような形をお願いしたいと思っております。

農林水産まつりは11月4日ですので、10月早々からお集まりいただくよう追って連絡をさせていただきたいと思っております。また、農業委員会だよりも11月頃から第1回目の編集委員会を開催するよう後日連絡をさせていただきたいと思っております。

最後に、農業委員会の委員互助会については、副会長が互助会会長になっていただき、副会長については農業委員、最適化推進委員の役員の中から1名ずつになっていただき運営していただくとしておりましたので、会長には●●副会長、副会長には、農業委員から●●委員、最適化推進委員から●●委員になっていただくよう役員会で決定いただきました。ご承知おきいただきたいと思います。以上のとおり、ご提案をさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございませんか。
(異議なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本協議事項を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本協議事項は承認されました。

議 長 それでは、これで協議事項を終わります。
以上で本日の議事及び協議案件はすべて終了致しました。
長時間のご審議ありがとうございました。
これをもって平成29年度第2回月例総会を終了致します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

3 番

6 番